



上海市で公布された地方法規及び政府通達の最新情況

(2015年3月～2015年7月現在)

日中経済協会 上海事務所

注1：公布機関はいずれも上海市の立法機関および行政機関である。
注2：外商投資企業にとって留意すべきと思われる法令をまとめたものである。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布/施行期日	内容の概略
1	滬府弁発 [2015] 第15号	『上海市企業住所登記管理弁法』	市人民政府 弁公庁	2015/3/3 公布 2015/3/1 施行	国务院が公布した『登録資本登記制度改革案に関する通知』(国発 [2014] 7号)に基づいて上海市で公布した法令である。上海市で工商登記された企業あるいはその分支機構の住所登録に関する法令で、企業の経営地点として登記できない場所(例えば違法建築物)や『上海市住宅物業管理規定』に抵触する場所等を定めている。また当該企業が登記場所に予定する建物の条件と環境に応じて住所登録が必要とする各種の文書類や、複数の場所を登記するケースについても定めている。なお、この法令は実施期間を2015年3月1日より2019年12月3日までとする時限立法である。
2	滬府弁発 [2015] 第17号	『上海市企業情報公示管理弁法』	市人民政府 弁公庁	2015/3/12 公布 2015/4/1 施行	国务院が公布した『企業情報公示暫行条例』に基づいて上海市人民政府弁公庁が公布した法令である。上海市の工商行政管理局あるいは市場監督管理部門が管轄する域内で登記する全ての企業、その分支機構および非企業事業組織に適用するもので、当該組織が政府主管部門に報告している各種情報の社会的公示に関わる規定を設けている。すなわちこれは企業の情報公開に関わる法令であるが、すでに成熟した市場経済システムで動いている上海市では遅きに失した法令と言うこともできる。
3	滬府弁発 [2015] 第30号	『上海市經營性用地の讓渡管理の強化に関する若干規定』	市人民政府 弁公庁	2015/3/24 公布 2015/4/1 施行	『中華人民共和國土地管理法』『上海市土地用途權讓渡弁法』に基づいて公布した法令である。この法令で定義する「經營性用地」とは商業/金融/娯楽/旅行/展示場/各種サービス業を含む企業のオフィス/商品住宅等を指しており、これらの用地を讓渡する場合の諸規定を定めている。また、營利目的の教育機関、医療衛生機関、社会福利機関、スポーツ施設等に割当土地を有償で使用する場合の原則も定めている。このようなことから土地開發や不動産事業を經營する外商投資企業は必見の法令ということが出来る。なお、この法令は実施期間を2015年4月1日より2017年3月31日までとする時限立法である。
4	滬府弁発 [2015] 第32号 滬人社 [2015] 第21号	『労災被災者の後遺障害手当と生活介護料の基準および死亡した労災被災者の親族見舞金基準の調整に同意する通知』	市人民政府 弁公庁 人力資源社会保障局	2015/4/1	上海市人力資源社会保障局が人民政府に申し立てた標題の法令(滬人社 [2015] 第21号)に同意する行政通知である。これによって、2014年12月31日以前に発生した労災事故の被災者については、従来から労災基金より支給してきた「後遺障害手当」「生活介護料」「死亡した労災被災者の親族見舞金」の基準額が引き上げられる。後遺障害レベルは労働能力を完全に喪失している障害程度に応じて1級から10級に分けており、引き上げ後の金額や被災した期日に応じて支給額も各レベルに応じて注意しなければならない。外商投資企業の労務管理では必見の法令である。
5	滬食薬監食生 [2015] 第407号	『味付麵製品等スナック食品の監督管理に関する通知』	食品薬品監督管理局	2015/6/25	国务院の食品薬品監督管理總局が公布した『味付麵製品等スナック食品の監督管理の嚴格化に関する通知』(食薬監食監一 [2015] 57号)に基づいて上海市の主管部門が公布した行政通知である。この通知では、上海の全ての地域で味付麵製品等(本通知では即席ラーメンを指す)スナック食品を生産あるいは販売する業者の生産許可証、販売許可証、および品質管理情況に対する徹底した査察を実施し、例えば品質保証期間を過ぎた原料による製品の生産や販売については嚴罰に処することのほか、添加剤の内容や原料の表示法についても査察の対象としている。したがって、該当する食品を取り扱っている外商投資企業は必見の通知でもある。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布/施行期日	内容の概略
6	滬新出印 [2015] 347号	『上海市と江蘇省における「図書・期刊印刷物の印刷委託書」のネットによる備案に関する通知』	市新聞出版局	2015/6/24 公布 2015/8/1 施行	国家新聞出版广电總局の要求に基づいて、上海市と江蘇省で実施する行政通知である。印刷関連企業を対象としたもので、該当する企業が図書・期刊の印刷刊行物の印刷を受託あるいは委託する際に必要となる政府報告(備案)をネットでも実施できることを定めている。
7	滬国税法 [2015] 15号	『上海市政務システム行政許可事項公開目錄に関する通知』	市国税局 市地税局	2015/7/23	上海市の国税局および地税局が公布したもので、各種の稅務實務に関する行政許可事項の目錄を公示する通知である。この目錄には、①「企業が印刷する發票の審査認可」、②「納稅者の納稅延期に納稅額の照合審査」、③「納稅者の納稅延期申請の照合審査」、④「納稅者の納稅額の定額変更に関する照合審査」、⑤「増値稅專用發票の最高發行限度額に関する審査認可」、⑥「企業の実際の利潤額に基づいて事前納付した金額以外の所得に関する納稅方法に照合」、⑦「非居民企業が主たる企業を通じて納稅手續を実施する場合の審査認可」、⑧「身体障害者・一人暮らしの老人・烈士の労働所得の定額減稅に関する照合審査」等8項目の行政許可項目を列挙している。外商投資企業の稅務担当者は必見の通知である。
8	滬府弁 [2015] 32号	『上海市海外人材居住証管理弁法』	市人民政府	2015/7/20	上海市で各種の業務に従事する海外の優秀な人材を一段と引き付け、かつ人材環境をさらに改善するために制定された法令である。適用対象者は、海外の大学本科(学士)以上の學歷を有する者で、具体的には外国籍留學生、各種分野の專業エキスパートなどで香港・マカオ、台湾地区の人材も含まれる。これらの人材には特に労働契約が「海外人材居住証」を交付し、本法令でその申請方法等も定めている。これは従来から交付している「外国人居留証」や「外国人就業証」とは性格の異なるもので、特定の學歷、技能、専門的な知識を有する者に限定して交付するものであり、中国公民と同様の社会保障制度を享受できると同時に政府機関における短期的な就業も許可される。
9	滬府弁発 [2015] 32号	『上海市越境電子商務の發展と促進に関する若干意見』	市人民政府 弁公庁	2015/7/20	国务院弁公庁が公布した『越境電子商務の健全な發展と促進に関する若干意見』(国弁発 [2015] 46号)に基づいて上海で公布された法令である。この法令では、国内外で強い影響力を有する電子商務(Eビジネス)企業を上海へ招致するために、貿易/通関/金融/物流/倉庫/卸販売/リテール等の分野のEビジネスを展開するために、貿易決済システム、融資、検疫、配送、アフターサービス等について各種の便宜を図るための原則を定めている。Eビジネスによる上海進出を計画する外資企業にとっては必見の法令といえる。